資料３

公的基礎情報データベース整備改善計画（案）

第１　計画期間

第１次公的基礎情報データベース整備改善計画（以下「本計画」という）の計画期間は、本計画の策定日から令和 12 年度末までとする。

本計画は、各施策の取組状況を踏まえて見直しを行うものとし、必要に応じて随時、改定等を行う。

第２　国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する基本的な方針

公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）とは、制度横断で多数の手続で参照されるデータベースであって、整備により国民の利便性向上や行政運営の効率化に資するものをいう（デジタル社会形成基本法[1]及びデジタル行政推進法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律[2]））。

具体的には、ベース・レジストリは、行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は利活用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすものである。デジタル行政推進法において、政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースの整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、その整備及び改善に関する計画を作成しなければならないとされている。

デジタル社会形成基本法においても、行政手続に係る国民の利便性向上や行政運営の効率を実現する上で、ベース・レジストリの整備は重要とされているが、過去、事業所のデータ整備事業を中止した経緯もあるところ、実際のユースケースや国民・行政機関等のニーズを明らかにするとともに、取組の実現可能性を精査した上で整備を進めることとする。

加えて、データベースの整備や運用には相応のコストがかかることに留意が必要である。仮に、国民の利便性向上が達成されるとしても、整備に膨大なコストを要する場合、結果として、国民負担が増大することにも繋がりかねない。そのため、政策効果を定量的に明らかにし、費用対効果を考慮しながら取り組むこととする。

第３　国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期

１．商業・法人登記関係データベース（法人ベース・レジストリ）

---

[1] 令和三年法律第三十五号

[2] 平成十四年法律第百五十一号。

(1) 現状の課題

現在、行政機関等の各手続においては、登記事項証明書（商業・法人）の添付や、法人の名称、所在地等の基本情報に係る手続の重複等、手続ごとに国民がその取得に係る時間等の負担が生じている。また、申請等を受け付ける行政機関等の職員において、目視確認や事務処理等の負担が生じている。

個別の法令に基づく行政機関への商業・法人に係る登記情報の提供については、現在は、行政機関ごとに異なる方法で実施され、当該行政機関が個別で外字等のクレンジングを実施しているなど、政府全体のシステムの効率化にも課題がある。加えて、行政機関等が所在地と一体で利用する郵便番号については、登記情報の提供だけでは行政機関はそのデータを取得することができない。

そこで、様々な行政機関等が制度横断で利用できる法人ベース・レジストリを整備し、その利用を促進することで、手続等に係る国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る。

(2) 課題に対する対応策

ア　添付書面の省略　　【国民の利便性向上及び行政運営の効率化に関する取組】

(ア)概要

申請等[3]において登記事項証明書の添付を求めている場合に、申請者が当該証明書を添付する代わりに、行政機関等が当該証明書に係る登記情報を閲覧又は入手できる場合には、当該証明書を添付することを要しないとするもの[4]。

商業・法人に係る登記事項証明書の添付が必要な手続については、利用する行政機関等における全ての手続において、登記事項証明書の添付省略を実現することを目指すとする。

なお、現在、既に登記情報連携システムと連携している各行政機関のシステムについては、法人ベース・レジストリ・システムへの切替が必要である。切替にあたっては、これを機に、システムアーキテクチャや連携方式を見直すことが有用ではあるものの、①見直しには一定の検討期間が必要であること②早期に切替を達成することで、政府全体でのシステム経費の効率化が実現できる可能性があること、から、まずは、令和 11 年度までの切替を優先して検討することとする。

---

[3] 申請等：デジタル行政推進法第 3 条第 8 号に規定する「申請等」をいう。

[4] デジタル行政推進法第 11 条。

(イ)政策効果

5 年で 88.9 億円。別紙「政策効果」参照

(ウ)データベースの利用者

手続等に係る法令に「登記事項証明書」の添付が明記されている手続等を実施する行政機関等[5]。

(エ)スケジュール

＜整備＞

令和 7 年度中にデジタル庁・法務省においてサービス開始に必要なシステム整備を完了する。検索画面については、その後も利用者目線で随時必要な改修を行う。

＜利用促進＞

サービス開始以降自治体に順次展開し、令和 8 年中に全ての地方公共団体における利用を可能とする。

また、国の行政機関における GUI 利用については、令和 8 年中に登記情報連携システムからベース・レジストリの利用に切り替える。

加えて、国の行政機関の API 利用については、登記情報システムの次期更改までに切り替えを完了すべく、令和１１年度までに全ての機関での切り替えを完了する。

(オ)手続の例

（今後記載内容を調整）

イ　申請項目の入力の省略　【国民の利便性向上及び行政運営の効率化に関する取組】

(ア)概要

電子申請を行う際、登記事項証明書と同一の内容の申請項目について、登記情報を連携することによって行政機関の申請システム上に予め自動表示するもの（プレプリント）。これにより、申請者の入力負担の軽減や、行政職員が入力内容と登記情報を突合する作業の削減を図る。また、申請時に正確なデータが入力されることにより、様々な行政機関が保有するデータの品質も確保される。

(イ)政策効果

5 年で 1.8 億円。別紙「政策効果」参照

---

[5] 「等」とはデジタル行政推進法第 3 条第 2 号ニ、ホ、ヘ、ト、チを指す。

(ウ)データベースの利用者

行政機関及び手続等に係る法令に「登記事項証明書」の添付が明記されている手続等を実施する独立行政法人等[6]。

(エ)スケジュール

＜整備＞

令和７年度中にデジタル庁・法務省においてサービス開始に必要なシステム整備を完了する。

＜利用促進＞

令和７年度のサービス開始以降、先行事例を創出し、横展開を図る。

(オ)手続の例

（今後記載内容を調整）

ウ　変更届出の省略　　【国民の利便性向上及び行政運営の効率化に関する取組】

(ア)概要

法人に係る他の法令の規定により変更の届出を行わなければならない事項（名称、所在地等）について、法人の登記が変更され、行政機関等がデータ連携によって当該変更の登記に係るデータを入手した場合には、当該事項に関する変更の届出がなされたものとみなし、変更の届出を不要とする。これにより、国民が当該届出に要していた労力や時間を削減し、審査を行う行政機関等の職員においても当該届出に係る審査時間の削減を図る。

(イ)政策効果

5 年で 310.9 億円。別紙「政策効果」参照

(ウ)データベースの利用者

デジタル行政推進法第 12 条で定める特定法人事項変更届出として主務省令・法務省令で規定されている手続等を実施する行政機関等[7]。

(エ)スケジュール

＜整備＞

令和７年度中にデジタル庁・法務省においてサービス開始に必要なシステム整

---

[6] 「等」とはデジタル行政推進法第３条第２号ホ、ヘ、ト、チを指す。

[7] 「等」とはデジタル行政推進法第３条第２号ニ、ホ、ヘ、ト、チを指す。

備を完了する。

＜利用促進＞

令和８年度以降、食品衛生法に基づく営業許可・届出及び中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定制度における適用に向けて、必要なシステム開発やこれを踏まえた利用の検討を行う。

(オ)手続の例

（今後記載内容を調整）

エ　データベースを利用した登記情報の確認　【行政運営の効率化に関する取組】

(ア)概要

登記情報に係る公的基礎情報データベースを参照又は利用することで、登記情報を確認するもの。これにより、行政機関が、法務局に公用請求として、登記事項証明書を取得すること等を不要とする。

(イ)政策効果

5 年で 46.2 億円。別紙「政策効果」参照

(ウ)データベースの利用者

行政機関等[8]。

(エ)スケジュール

＜整備＞

令和７年度中にデジタル庁・法務省においてサービス開始に必要なシステム整備を完了する。

＜利用促進＞

令和７年度のサービス開始以降、順次自治体の利用を拡充し、令和８年中に全ての地方公共団体における利用を可能とし、国の行政機関における利用も順次拡充する。

(オ)手続の例

（今後記載内容を調整）

オ　登記データセットの利用　　【行政運営の効率化に関する取組】

(ア)概要

行政機関が、添付書面の省略、申請項目の入力の省略、変更届出の省略、データベースを利用した登記情報の確認のための利用以外に、所管省庁における業務に利

---

[8] 「等」とは登記手数料令第 18 条に基づき公用請求の対象となる機関を指す。

用するため、登記情報システムから個別に抽出した登記情報に係る特定の異動情報等の提供を受けて、これを利用することを指す。商業・法人登記については、法人番号の管理や保険制度の加入促進等の業務で利用されている。

現在は、行政機関ごとに、異なる方法で登記情報の提供を受けているところ、データ提供機能やデータクレンジング機能を法人ベース・レジストリに一元化することにより、政府全体のシステムの効率化を図る。

なお、現在、既に登記情報連携システムと連携している各行政機関のシステムについては、法人ベース・レジストリ・システムへの切替が必要である。切替にあたっては、これを機に、システムアーキテクチャや連携方式を見直すことが有用ではあるものの、①見直しには一定の検討期間が必要であること②早期に切替を達成することで、政府全体でのシステム経費の効率化が実現できる可能性があること、から、まずは、令和 11 年度までの切替を優先して検討することとする。

(イ)データベースの利用者

行政機関。

(ウ)スケジュール

＜整備＞

令和 7 年度中に法務省において、令和 8 年度中にデジタル庁において、サービス開始に必要なシステム整備を完了する。

＜利用促進＞

登記情報システムの次期更改が稼働する令和 12 年より前に切り替えるべく、令和 11 年度までの間に、接続先システムのシステム更改の時期を踏まえ、順次切り替えを行う。

(エ)利用事務例

（今後記載内容を調整）

(3) 関係行政機関の役割

ア　法務省（情報源）

商業・法人登記制度を所管する行政機関として、登記事務の適正な処理を引き続き推進するとともに、デジタル庁が管理するシステムからのリクエストに応じ随時、商業・法人登記情報を提供する。デジタル庁が集約するデータを利用する行政機関からのデータ等に関する改善要望について、登記制度との整合性や費用負担にも留意しつ

つ、デジタル庁とともに検討する。加えて登記情報システムの次期更改に向けては、ベース・レジストリ・システムを前提に、効率的なデータ連携ができるよう、仕様等をデジタル庁とともに、検討する。

イ　デジタル庁（データベース管理）

法務省から提供を受けた商業・法人登記情報を元に、デジタル庁が管理するシステムにおいて、郵便番号等の必要なデータを付加し、住所等のデータの標準化に係る加工を行った上で、ベース・レジストリとして整備し、行政機関等の求めに応じてデータ提供する。データベースの利用を促進するとともに、データベースを利用する行政機関からのデータ等に関する改善要望を集約し、法務省とともに検討する。加えて登記情報システムの次期更改に向けては、ベース・レジストリ・システムを前提に、効率的なデータ連携ができるよう、仕様等を法務省とともに、検討する。

ウ　データベースを利用する行政機関

行政手続に係る国民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、デジタル行政推進法第 20 条第 3 項の趣旨を踏まえ、添付書面の省略や申請事項の入力の省略、変更届出の省略等、法人ベース・レジストリを積極的に利用することに努める。また、政策効果を最大限発揮するため、データベースを利用する行政機関は申請段階において法人番号を確実に紐づけるよう努める。

参考：ベース・レジストリ・システム・アーキテクチャ

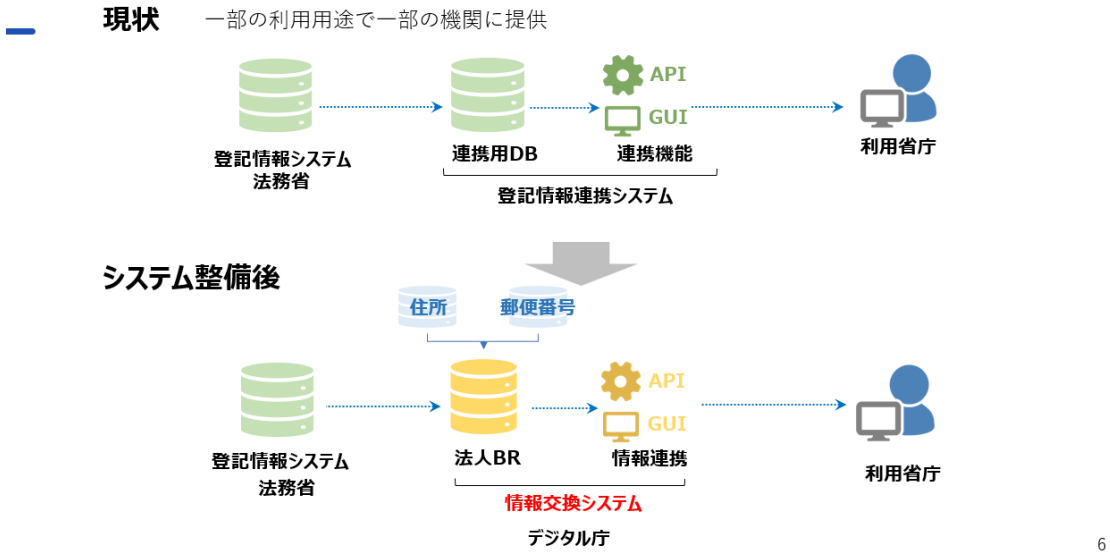

（4）実施時期

商業・法人登記関係データベースに関して行う各施策の実施時期は、次の通り。

<table>
<tr><th>ユースケース</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th><th>R11年度</th></tr>
<tr><td>添付書面の省略（GUI）</td><td rowspan="6">データベース整備等</td><td>接続切替（既存利用者）
順次提供</td><td>利用促進</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>添付書面の省略（API）</td><td colspan="4">順次切替（既存利用者）
利用促進</td></tr>
<tr><td>データベースを利用した登記情報の確認</td><td>順次提供</td><td colspan="3">利用促進</td></tr>
<tr><td>申請項目の入力の省略</td><td>接続先開発</td><td colspan="3">利用促進</td></tr>
<tr><td>変更届出の省略</td><td>接続先開発
（厚労省・経産省）</td><td colspan="3">利用促進</td></tr>
<tr><td>登記データセットの利用</td><td>システム整備等</td><td colspan="3" rowspan="2">順次切替（既存利用者）</td></tr>
<tr><td colspan="2">切替時期調整（既存利用者）</td></tr>
</table>

別紙

政策効果について

１．政策効果算出の考え方

ベース・レジストリに関する政策効果は、データの利用形態（ユースケース）によって異なることから、政策効果算出にあたっては、利用形態毎に、①手続に係る国民の利便性向上、②行政運営の効率化に分けて算出[9]。

２．政策効果の目標

(1) 商業・法人登記関係データベース

【政策効果の目標（2030 年度まで）】

① 手続に係る国民の利便性向上　388.0 億円

② 行政運営の効率化　59.8 億円

（単位：円）

年度	2026		2027		2028		2029		2030		合計
国民/行政の別	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政	
添付書面の省略	5.8 億	—	11.7 億	—	17.5 億	—	23.4 億	—	29.2 億	—	87.6 億
添付書面の省略（API）	—	—	—	0.1 億	—	0.3 億	—	0.4 億	—	0.5 億	1.3 億
申請項目の入力の省略	—	—	0.1 億	0.1 億	0.1 億	0.2 億	0.2 億	0.3 億	0.3 億	0.5 億	1.8 億
変更届出の省略	—	—	30.0 億	1.1 億	59.9 億	2.3 億	89.9 億	3.4 億	119.9 億	4.5 億	310.9 億
データベースを利用した登記情報の確認	—	3.1 億	—	6.2 億	—	9.2 億	—	12.3 億	—	15.4 億	46.2 億
合計	5.8 億	3.1 億	41.7 億	7.5 億	77.6 億	12.0 億	113.5 億	16.4 億	149.4 億	20.8 億	447.8 億

※端数処理の関係で各年度の政策効果の合計と合計欄が一致しない場合がある。

[9] 政策効果の額は、「2024 年 9 月 25 日デジタル関係制度改革検討会（第 7 回）」資料「資料 1 ベース・レジストリの利用促進に向けた課題」22 頁・23 頁。